内共第１２号第五種共同漁業権遊漁規則
多摩川漁業協同組合・川崎河川漁業協同組合

（目的）

第１条 この規則は、多摩川漁業協同組合と川崎河川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第１２号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、こい、ふな、うぐい（マルタウグイを含む)、おいかわ及びうなぎをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

（遊漁の承認及び遊漁料の納付義務）

第２条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

２ 前項の規定による申請は、手釣、竿釣又は投網による遊漁の場合は口頭によりしなければならない。

３ 組合は、第一項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣又は投網による遊漁の場合には第 12 条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第１項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第 12 条に規定する場合を除き、第１項の承認をするものとする。

４ 遊漁者は、直ちに、第 8 条第１項の遊漁料を同条第２項の方法により組合に納付しなければならない。

（漁具・漁法の制限）

第３条 漁業権漁場区域内で遊漁を行う場合は、手釣、竿釣又は投網以外の漁具、漁法によって遊漁してはならない。

２ 前項に掲げる漁具・漁法であっても、あゆのころがし（鮎ルアーの利用を含む）を除き、俗称 ひっかけ又はさくりに類似する方法で遊漁してはならない。※但し、鮎ルアー使用については、友釣り用イカリ針と三本チラシ針はミノーから 10 センチ以内とする。

３ 手釣、竿釣により遊漁する場合は、道具は２本以内とする。

４ 遊漁に使用する投網の目合は、１５ｃｍにつき１３節以下とし、網の全長は６ｍ以下でなければならない。

（遊漁時間）

第４条 漁業権漁場区域内においては、危険防止又は漁場取締上、日没から日の出までの間は遊漁してはならない。

（遊漁期間）

第５条 漁業権漁場区域内で遊漁を行う遊漁者は、下表に掲げる魚種別、漁法別の遊漁期間以外は、遊漁してはならない。

魚 種 別	漁 法 別	遊　漁　期　間
あ　ゆ	手釣・竿釣	組合が定め公示した日（以下「解禁日」という。）から 12 月 31 日まで。（但し、10 月 15 日から 11 月 30 日までは除く。）
	投網	解禁日以後 8 日目から 12 月 31 日まで。（但し、10 月 15 日から 11 月 30 日までは除く。）
こい ふな うぐい おいかわ う な ぎ	手釣・竿釣	1 月 1 日から 12 月 31 日まで。
	投網	1 月 1 日から 12 月 31 日まで。（但し、5 月 1 日からあゆの解禁日以後 7 日間までは除く。）

２ 前項の公表は、組合及び毎日新聞に掲示する。

（禁止区域）

第６条 漁業権対象魚種の繁殖保護のために組合が造成した産卵場においては、遊漁者は遊漁してはならない。なお、組合は産卵場を造成した場合は、その旨が記載された標識により表示するものとする。

（全長の制限）

第７条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚　種	大　き　さ
あゆ・ふな	全長　　１０ｃｍ以下
こ　い	全長　　１８ｃｍ以下
う な ぎ	全長　　２６ｃｍ以下

（遊漁料の額及び納付方法）

第８条 遊漁料の額は、下表のとおりとする。ただし、第１号の場合において、遊漁者が小学生以下のときは無料、肢体不自由者のときは同号に掲げる額の二分の一に相当する額とする。

対 象 魚 種	漁 具漁 法	期 間	遊 漁 料（消費税込）
あゆ・こい・ふな・うぐい（マルタウグイを含む）・おいかわ・うなぎ	手 釣 竿 釣 投 網	１ 年	９，０００円
		１ 日	２，５００円
あゆ・こい・ふな・うぐい（マルタウグイを含む）・おいかわ・うなぎ	手 釣 竿 釣	１ 年	６，０００円
		１ 日	１，５００円
こい・ふな・うぐい（マルタウグイを含む）・おいかわ	手 釣 竿 釣	１ 年	３，０００円
		１ 日	５００円

２ 遊漁料は次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステム又は組合が別途指定する者に納付しなければならない。

ただし、遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

（１） 多摩川漁業協同組合 東京都府中市府中町２丁目２５番地

（２） 川崎河川漁業協同組合 神奈川県川崎市高津区二子 2-1-16

（３） 指定店は組合が委託した遊漁承認証取扱所とし、店名及び所在地は組合公示版に掲載する。

（遊漁承認証に関する事項）

第９条 組合は、第２条第１項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

（１）承認を受けた者の氏名、住所 （年券のみ）

（２）承認期間

（３）魚種

（４）漁具・漁法

（５）遊漁区域

（６）遊漁料の額

（７）注意事項

（８）その他参考となるべき事項

（９）発行者名

２ 遊漁承認証の交付は、前条第２項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

３ 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第１０条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

２ 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

３ 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

４ 遊漁者は、組合が漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）に基づく報告等のために行う採捕量の調等に協力するものとする。

（漁場監視員）

第 11 条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことがでる。

２ 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

（１）氏名

（２）有効期間

（３）注意事項

（４）その他必要な事項（組合の実情に応じて記載すること。）

（５）発行者名

（違反者に対する措置） 第 12 条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

（附則）

１ この規則は令和７年６月１日から施行する。

２この規則施行前に内共第１２号第五種共同漁業権遊漁規則により交付した遊漁承認証は、この承認期間中は有効なものとする。